

「霧島市公有施設におけるE V充電設備導入に係る業務」の実施事業者選定に係る  
企画提案型公募（プロポーザル方式）について（公告）

次のとおり企画提案方式により事業者を公募します。

令和8年3月23日

霧島市長 中重 真一

## 1 公募に付する事項

- (1) 業務名 霧島市公有施設におけるE V充電設備導入に係る業務
- (2) 業務の概要 別添仕様書のとおり

## 2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない者。
- (3) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (4) 霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年告示第44号）及び霧島市物品購入等に係る指名停止に関する要綱（平成17年告示第38号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 霧島市暴力団排除条例（平成25年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と関係を有しないこと。
- (8) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実や、客観的に経営状況が不健全であると認められないこと。
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者でないこと。
- (10) 霧島市ゼロカーボンシティ宣言に賛同していること。

## 3 説明会

本公募に関する説明会は開催しません。

## 4 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 参加申込書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）を、下記11まで持参、郵送又は電子メール（受付期間内必着）により提出してください。

### 【受付期間】

令和8年3月23日（月）から令和8年4月3日（金）まで

### 【受付時間】

開庁日の8時15分から12時まで、13時から17時00分まで

- (2) 参加申込書（第1号様式）を提出した者全員に対し、令和8年4月7日（火）までに応募資格の確認結果を電子メールで通知します。
- (3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

## 5 質問書の提出及び回答方法

### (1) 質問書の提出方法

応募の内容に関する質問の受付を行いますので、質問書（第3号様式）を受付期限内に下記11まで、電子メールにより送付してください。なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

#### 【受付期限】

令和8年3月27日（金）12時00分まで

### (2) 質問の回答方法

令和8年3月31日（火）までに、市ホームページにて回答します。

## 6 失格事由

提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

## 7 企画提案書の提出方法

応募資格要件に適合した者は、以下の提出書類（添付書類を含む。）を下記11まで、持参又は郵送（受付期間内必着）により提出してください。

### (1) 提出書類

- ① 企画提案提出書（第4号様式）原本 1部
- ② 企画提案書（任意様式）原本1部+PDFデータ（電子メールによる提出可）  
※企画提案書は、仕様書に基づいて作成した別紙（A4判、任意様式）を添付する。なお、PDFデータは、企画提案書のみをデータ化すること。

#### 【企画提案書への添付書類】

- ・ 企画提案者の概要がわかる資料1部
- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から3か月以内のもの 1部
- ・ 直近の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） 1部

### (2) 受付期間

令和8年4月9日（木）から令和8年4月17日（金）まで

### (3) 受付時間

開庁日の8時15分から12時まで、13時から17時00分まで

### (4) 留意事項

受理した企画提案書（添付書類含む。）は返却しません。

また、応募資格要件に適合した者であっても、期間内に提出がなかった場合は、辞退したものとみなし、提出期限後は、企画提案書を受理できません。

## 8 選定方法

提出された企画提案書について、市が設置する選定委員会において書類選考を実施し、下記9に基づく審査の上、本業務の受託者を選定します。

## 9 審査

審査は、「審査項目及び評価内容」において、採点基準による5段階評価とします。

### (1) 審査項目・評価内容

「審査項目及び評価内容」のとおり

(2) 配点

「審査項目及び評価内容」のとおり

(3) 下限点数の設定

選定委員会の委員が評価した結果の平均点 60 点を下限点数として設定します。

(4) 受託者候補の選定

上記(3)の下限点数を満たす企画提案者の中から、第 1 位と評価した選定委員会の委員数が最も多かった者を受託候補者として選定します。

## 10 審査結果通知

選考委員会における審査結果については、4月22日（水）に市ホームページへ掲載します。なお、公表については、受託候補者のみとします。

## 11 応募・照会先

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市企画部地域政策課地球温暖化対策グループ 担当者：鬼塚

T E L : 0995-64-0952

F A X : 0995-47-2522

電子メール：t-seisaku@city-kirishima.jp

## 12 スケジュール

- 3月23日（月） 公告、参加申込・質問受付開始
- 3月27日（金） 質問受付締切り
- 3月31日（火） 質問への回答（市ホームページへの掲載）
- 4月 3日（金） 参加申込書の提出期限
- 4月 7日（火） 応募資格要件の確認結果通知
- 4月 9日（木） 企画提案書の受付開始
- 4月17日（金） 企画提案書の提出期限
- 4月21日（火） 選定委員会による審査
- 4月22日（水） 審査結果通知（市ホームページへの掲載）
- 4月24日（金） 協定の締結

## 13 その他

- (1) 提出書類の作成及び関係書類の提出等に要する費用は、全て企画提案者の負担とします。
- (2) 市は、受託者の企画提案書等の内容をもとに、事業内容、条件等について協議・調整を行ったうえで、協定を締結します。

### 審査項目及び評価内容

審査項目		評価内容	配点
提案内容	設備の仕様	・設置予定のEV充電設備等の仕様は適正か。	10
	導入施設数	・設置希望場所のうち、何か所の公有施設にEV充電設備等を導入する提案となっているか。	10
	設置基数（口数）	・施設の利用客数等を加味した妥当な設置基数（口数）が提案されているか。（過少又は過大でないか。）	10
	運用方法	・駐車区画を充電専用として確保する提案となっていないか。 ・充電設備に使用する電力は、新規に電線引込工事を行ったうえで、事業者の負担において直接調達する提案となっているか。 ・利用者を制限したり、優遇したりするなど、公平性に欠いた運用を行う提案となっていないか。 ・運用期間は適切な設定となっているか。	10
	料金設定	・利用しやすい料金設定となっているか。	10
	利用方法	・利用者向けアプリの提供や複数の決済方法を採用するなど、利便性の高いシステムが構築される提案か。	10
	業務の工程	・令和8年度中に運用を開始できる妥当なスケジュールであり、実現可能な工程となっているか。	10
事業の持続可能性	経営の健全性	・財務状況に問題がないか。	10
	業務の経験	・国又は地方公共団体において同等程度の業務の運営実績はあるか。（5件を上限に審査）	10
	維持管理・緊急連絡体制	・定期的なメンテナンスが実施される提案か。 ・利用者を含む第三者からの問合せや設備の故障・緊急時などに即時対応できる体制が構築される提案か。	10
評価の合計			100

#### 【採点基準】

評価	10点満点
秀	10点
優	8点
良	6点
準良	4点
可	2点
不可	失格

※いずれかの審査項目において「不可」と判断された場合は失格とする。